



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2013年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

参院選秋田「違憲状態」

高裁 秋田支部

無効請求は棄却

最大4.77倍の「1票の格差」を是正せずに実施した7月の参院選は憲法違反として、弁護士グループ

プが秋田選挙区の選挙無効を求めた訴訟の判決で、仙台高裁秋田支部(久我泰博裁判長)は26日、「違



仙台高裁秋田支部に向かう原告側の弁護士ら＝26日午後1時11分

憲状態」との判断を示し、無効請求を棄却した。

棄却を求めている。最高裁は昨年10月、前回2010年の参院選を「違憲状態」と判断。国会は昨年11月に定数配分を「4増4減」して

の訴訟で最後の判決。1件目の広島高裁岡山支部は「違憲・無効」としたが、大阪高裁と25日の東京高裁は「違憲」、そのほかは「違憲状態」とし、各地で判断が分かれた。今回の訴訟で被告の県選挙管理委員会「抜本的な制度見直しには相応の時間が必要」として請求

訴状によると、議員1人当たりの有権者数は、最少の鳥取選挙区と比べ、秋田選挙区は1.89倍、最多の北海道選挙区は4.77倍だった。